

# 建築基準法適用除外制度に係る専門家向け実践講習会 【第3回 旧美濃幸】

日時：令和元年10月3日（木）  
午後6時30分から午後8時まで

場所：ひと・まち交流館 京都

講師：魚谷 繁礼氏  
（意匠／株式会社魚谷繁礼建築研究所）

満田 衛資氏  
（構造／京都工芸繊維大学 教授）

内容：建築基準法適用除外制度を活用した「旧美濃幸」を事例に、本件の意匠設計者である魚谷氏及び構造設計者である満田氏から、歴史的建築物の保存活用のポイントをお話いただいた。

参加者：40名

意匠設計者、構造設計者、工務店等

保存活用概要：料亭であった大正後期頃築の数寄屋風の木造建築物を活用するため、旅館に用途変更するとともに、増築及び修繕を実施した。



旧美濃幸外観

## 【旧美濃幸 概要】

- ・ 建築年代 大正後期頃
- ・ 構造規模 木造2階建て
- ・ 建築面積 503.37㎡
- ・ 延べ面積 847.11㎡
- ・ 対象建築物指定種別  
条例第2条第2項第1号キによる指定

## 【講師等の主なコメント（制度活用上でのポイントなど）】

- ・ 法適用除外制度を活用するに至った大きな要因は二つあり、一つは法27条から準耐火建築物とする必要があったこと、もう一つは天井の仕上げに準不燃仕様が求められ、既存の価値ある木天井が残せないとなったことである。この制度を使うことで残せるものがたくさんあると思う。
- ・ 市から求められた法の規定に代わる措置は、主に火災と地震に対するものであった。そのため、採光要件を満たしていないことについての代替措置は求められず、日本建築特有の陰影に富んだ空間を創ることができた。そういう観点でこの制度を使うということも一つだと思う。
- ・ 防火避難に対する代替措置については、少し疑問に感じた点もあるので、今後は、意匠性や費用面も考慮した代替措置を検討してもらいたい。
- ・ 構造設計の際、仮に壁倍率が同じであっても、異なる挙動をする要素は混合しないという方針で進めている。よって、本計画においても、土壁による補強で統一した。
- ・ 耐力要素として検討している壁が梁まで到達しているかなど、天井や壁を剥がしてみないと分からないことがある。そのため、事前の現場調査だけでなく施工中も、構造設計者としてフォローすることが大切だと思う。

Q：階段が5箇所もあり、空間が迷路的であるため、宿泊客は避難時に迷うのでは。

A：2階からの避難は、蹴破り壁や避難はしごを設けることで、複数の避難経路を確保した。



講習会の様子



1階客室